

2022年9月20日

お客さま各位

株式会社 北洋銀行

電子交換所設立に伴う当座勘定規定改定のお知らせ

全国銀行協会が2022年11月に電子交換所を設立することに伴い、当行は2022年11月4日に下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定する規定

- ・当座勘定規定（一般当座口用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容

項目	内容
手形、小切手の支払	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化
手形、小切手用紙	振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱いの追加
印鑑照合等	イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
個人信用情報センターへの登録	全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴い、個人信用情報センターへの登録規定を削除
手形用法・小切手用法	チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう追加
	使用可能文字を一覧化し追加
	銀行欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額復記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号、QRコード欄）の追加

現行の当座勘定規定との対比内容は別紙を参照願います。

以上

現行の当座勘定規定との対比表

現行	改定後
<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）（同左）</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>（3）（同左）</p>
<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（4）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引換に交付します。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（現行通り）</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>（5）（同左）</p> <p><u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>

現行	改定後
<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました。うへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いました。うへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました。うへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u> を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いました。うへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) （同左）</p>
<p>第29条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p>(1) <u>差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p>(2) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p>第30条（規定の変更）（省略）</p>	<p>第29条（規定の変更）（省略）</p>
<p>約束手形用法</p> <p>4. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してくだ</p>	<p>約束手形用法</p> <p>4. ①（同左）</p> <p>②金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を <u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u> 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>

現行	改定後
<p>さい。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>④金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（<u>下図斜線部分</u>）は使用しないでください。</p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>為替手形用法</p> <p>5. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>	<p>為替手形用法</p> <p>5. ①（同左）</p> <p>②金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>④金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>小切手用法</p> <p>4. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字（算用数字、1、2、</p>	<p>小切手用法</p> <p>4. ①（同左）</p> <p>②金額をアラビア数字（算用数字、1、2、</p>

現行	改定後
<p>3、…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>	<p>3、…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>④額欄には、<u>第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>

【追加】約束手形用法・為替手形用法・小切手用法の「下表」とは以下のとおりです。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	弍	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。